

知る権利と情報公開規程

小笠原 孝 祐

(小笠原眼科クリニック, 岩手県)

日本眼科医会（以下、日眼医）が公益社団法人に移行してから2年余りが経過した。「日本の眼科」の巻頭言には、会員一人一人への情報伝達とその共有の重要性についての文章が掲載されている。会員にとって日眼医からの情報取得手段としては、「日本の眼科」と「日眼医デジタル通信」がある。情報を迅速に得るという意味からは日眼医デジタル通信が有用と考えられるが、その登録者数は今年1月現在863名（日眼医会員数の約6%）に過ぎない。また、デジタル通信として配信される常任理事会、理事会の内容は、議事録と記載されているものの実質的には摘録であり、添付資料を見ることはできず、具体的な内容も十分把握できないものとなっている。さらには、情報公開規程が今年5月10日に施行されたことに伴い、情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写する権利が各会員に認められたものの、理事会議事録、代議員会議事録については代議員および裁判所の許可を得た債権者のみが閲覧請求可能との制約が明文化された。このことは、日眼医が公益社団法人に移行したことに伴う公的な縛りが厳しくなったことを意味する。

日眼医が公益法人に移行したことにより明確になった事項としては、都道府県眼科医会は任意団体であっても日眼医と独立した対等の組織となったことである。これは都道府県眼科医会が日眼医の支部として規定されていた条項がなくなったためである。したがって、代議員の選出については、各都道府県眼科医会に委託するのではなく、日眼医が主導で実施すべきことは当然のことである。組織を確固

たるものとするためには、日本医師会の構成規程を規範として「各都道府県眼科医会の会員をもって日眼医を組織する」ことを定款で規定するか、各都道府県眼科医会を日眼医の支部として登記する必要があったと考えられる。日眼医が公益社団法人に移行する際には、この点についての会員への説明を分かり易く行う必要があったと思料される。

日眼医会員の半数以上を占めるようになった勤務医の存在はきわめて重要である。我が国においても専門医制度の実質的な改革が開始された。眼科専門医認定の条件として日本眼科学会以外に日眼医への加入が盛り込まれるか否かは最大の注目点である。先にも記したが、情報公開規程が制定されたことに伴い、会員への情報の伝達が窮屈になり、日眼医への関心の低下が助長されることが危惧される。専門医制度問題という会員に直結した案件については、瞬時の反応が予想される。現在の若い医師世代の情報収集能力と判断力はアナログ時代に育った我々とは比べものにならないほど早い。もし、日眼医から納得できる説明が送達されない場合には、専門医制度についてのいろいろな情報源から近未来的な方向性が判断され、短期間で日眼医の会員数が激減する可能性がある。日眼医は財源の85%を会費で賄い、その上に立って活動運営されている。日眼医が将来にわたり発展するためには、会員が情報開示の権利を行使し易い体制の構築が望まれる。このことは日眼医への関心向上に結びつき会員維持につながると考えられる。